

『奇跡の通達改正』追記及び正誤表

◆追記情報

11 ページ 下から 3 行目

「異なる顧客と締結した複数の契約を結合した時と、」に以下の下線部分を追記する。

「異なる顧客と締結した複数の契約や異なる時点に締結した複数の契約を結合した時と、」

◆正誤

55 ページ 下から 2 行目

(誤)「出荷基準」

(正)「出荷基準等」

116 ページ 上から 13 行目

(誤)「低い場合は、その差額は企業側からすれば交際費や寄附金として処理することになる（基通 2-1-1 の 10（注）2 参照）。」

(正)「低い場合は、その差額が交際費や寄附金（損金不算入費用）に該当しない場合は、その超える部分の金額を益金の額及び損金の額に算入する必要はない（基通 2-1-1 の 10（注）2 参照）。」